

★ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における
県税の課税免除に関する条例施行規則（規則第七十二号）（税務課）

一 制定の要旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日

令和三年七月十二日

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第七十三号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 特別徴収義務者に保存等を義務付けている帳簿について電磁的記録等で行う場合に
必要な知事の承認を廃止することに伴い、規定の整理及び当該承認に係る様式を廃止
した。
- 2 国税通則法等の一部改正等を踏まえ、様式内の押印欄等の削除を行った。
- 3 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

令和三年七月十二日。ただし、一1の改正は、令和四年一月一日

★ 広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十四号）
（医療介護保険課）

一 改正の要旨

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、令和三年度から令和五年度まで及び令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還期限が延長されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年八月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第七十五号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、書面に代えて、電磁的記録により諸記録の作成等を行うことができることとするなど、関係規則について必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年七月十二日